褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年三月二十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

イダ・ショウイチ・スタジオ
学校法人晴川学舎
株式会社ヨコオ
株式会社ベネッセコーポレーション
株式会社京葉銀行
宗教法人千代保稲荷神社
キャノン株式会社
大昭建設株式会社
株式会社勝浦ホテル三日月
株式会社ホッコン
宮本地所株式会社
丸玉産業株式会社
一般財団法人粟井英朗環境財団

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

堀尾　歌

紺綬褒章飾の授与を取り消す（平成二十四年四月二十七日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、四月四日セネガル国の独立記念日につき、同月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁発表

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、福島労働局の関係労働者を代表する者石井正志の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成25年４月５日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、福島労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成25年４月19日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　福島労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸　事　項

公認会計士懲戒処分公告

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第31条第１項の規定に基づき、平成25年４月３日付で平成25年４月５日から平成25年７月４日までの３月の業務停止処分を行ったので、同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成25年４月５日

金融庁長官　畑中龍太郎

記

公認会計士　大野　伸幸　昭和28年４月29日生
公認会計士登録番号　第7542号
現住所　愛知県一宮市小信中島字西九反22番地１

公認会計士懲戒処分公告

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第31条第１項の規定に基づき、平成25年４月３日付で平成25年４月５日から平成25年５月４日までの１月の業務停止処分を行ったので、同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成25年４月５日

金融庁長官　畑中龍太郎

記

公認会計士　中西　貞明　昭和21年10月10日生
公認会計士登録番号　第8244号
現住所　奈良県生駒市新生駒台６番34号

被害回復給付金裁定表記載公告

平成25年４月５日　　神戸地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第14条第３項の規定により、同条第１項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　神戸地方検察庁　平成24年第２号

２　支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載した年月日　平成25年４月５日

３　この公告に関する問い合わせ先

〒650―0016　神戸市中央区橘通１丁目４番１号
神戸地方検察庁　被害回復給付金担当
電話番号　078―367―6100（内線303）

○　この公告があった時から６月間、資格裁定を受けた者が被害回復給付金を受ける権利を行使しないときは、その権利は消滅することとなります。

○　上記支給手続における申請人又はその代理人は、裁定表の閲覧を請求することができます。

国営篠津土地改良事業計画の変更の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定に基づき、国営篠津土地改良事業（維持管理）計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第７項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成25年４月５日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称
国営篠津土地改良事業変更計画書（維持管理）の写し

２　縦覧期間
平成25年４月８日から平成25年５月８日まで

３　縦覧場所
北海道江別市、石狩郡当別町、同郡新篠津村及び樺戸郡月形町各事務所

鉱業法第142条の規定による公告

経済産業省公告第７号

次に掲げる鉱業権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消通知を送達することができないので、鉱業法第142条の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所に下記のとおり通知の内容を掲示した。

登録番号　山口県採掘権登録第1021号　鉱業権者
山口県岩国市御庄76番地　有限会社岩国鉱山

記

⑴　処分の内容　鉱業法第55条の規定による鉱業権の取消し

⑵　処分の日　平成25年３月７日

平成25年４月５日　　中国経済産業局長